

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(平成28年度 3月度)

- 1 日 時 平成29年3月3日(金)
開会：午後1時55分
閉会：午後3時30分
- 2 場 所 氷見市役所 301会議室
- 3 出席委員 21名
2番 宮内 隆 4番 澤井 義昌 5番 片折 正明
6番 伊藤 清治 7番 田中 昭一 8番 寶住 與一
10番 前 建治 11番 寺山 正榮 12番 舟金 敏明
13番 石丸 清志 14番 関谷 博文 15番 北嶋 孝三
16番 飯野 健 17番 正保 哲也 18番 阿字野忠吉
19番 両國 明美 20番 木沢 孝子 21番 角地 富雄
22番 六田 敏夫 23番 藤林 久一 24番 江添 良春
- 4 欠席委員 1番 川上 悦男
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 事業計画の変更申請について意見を付する件
第5号議題 氷見市農業委員会の委員等の定数に関する条例(案)について
追加議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について
- 6 職務のため出席した事務局等職員
4名
局 長 野村 佳作 農林畜産・いのしし等対策課長 茶木 隆之
主 査 清水 徹夫
臨時職員 嵐 由香里
- 7 総会の概要

(事務局) ただいまから、平成28年度3月度定例総会を開催いたします。
それでは、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を寺山委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件

第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件

第4号議題 事業計画の変更申請について意見を付する件

第5号議題 氷見市農業委員会の委員等の定数に関する条例(案)について

追加議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について

です。

□議長 (会長) なお、本日、川上委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員22名中、21名と過半数の出席により、本日の総会は成立していることを報告いたします。

□議長 (会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、江添委員、宮内委員をお願いいたします。

□議長（会長） それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、ご説明申し上げます。

番号1～——の借受人及び貸付人の氏名、面積を朗読

以上、利用集積計画として、計——筆、設定面積—— m^2 を——名の貸し手について、中間管理事業として、計——筆、設定面積—— m^2 を——名の貸し手について、利用権を設定するものです。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

□議長（会長） 異議がありませんか。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定、——件について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を与える件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件をご説明申し上げます。

それでは、——ページをご覧ください。

今回の申請件数は6件、——筆で、申請面積は—— m^2 です。

1番の申請農地は、氷見市**——番の畑——筆、—— m^2 です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ所有権を移転するものです。

2番の申請農地は、氷見市**番の田一筆、—m²です。
譲渡人 広島市在住の(氏名**)から、譲受人 氷見市**番地(氏名**)へ所有権を移転するものです。

3番の申請農地は、氷見市**番の田、外一筆、計—m²です。
譲渡人 高岡市在住の(氏名**)から、譲受人 氷見市**番地(氏名**)へ所有権を移転するものです。

4番の申請農地は、氷見市**番の田一筆、—m²です。
譲渡人 氷見市**番地(氏名**)から、譲受人 氷見市**番地(氏名**)へ所有権を移転するものです。

5番の申請農地は、氷見市**番の田、外一筆、計—m²です。
譲渡人 氷見市**番地(氏名**)から、譲受人 氷見市**番地(氏名**)へ所有権を移転するものです。

6番の申請農地は、氷見市**番の田一筆、計—m²です。
譲渡人 氷見市**番地(氏名**)から、譲受人 氷見市**番地(氏名**)へ所有権を移転するものです。

以上、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

□議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長(会長) 異議がないと認め、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を与える件について原案のとおり許可を与えることといたします。

□議長(会長) 次に、第3号議題、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対し意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第3号議題、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対し意見を付する件につきまして、説明申し上げます。
許可基準につきましては、後ほど説明申し上げます。

番号1、地区は——です。

使用借人が、氷見市**——番地(氏名**)、使用貸人は氷見市**——番地(氏名**)、申請地は、氷見市**——番、地目は登記、現況ともに畑で、面積は——m²です。

農地区分は、第3種農地で、転用目的が——、権利は——です。

番号2、地区は——です。

賃借人が、氷見市**——番地(**株式会社)、賃貸人は氷見市**——番地(氏名**)、申請地は氷見市**——番、外一筆、地目は登記が田、現況は雑種地、面積は合計で——m²です。

農地区分は、第2種農地で、転用目的が——、権利は——です。

引き続き、許可基準について説明。

今回付された案件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしく申し上げます。

□議長(会長) 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と**委員及び事務局員による現地調査について、報告を受けたいと思います。
**委員にお願いします。

(**委員) 先般**月**日、わたしと**委員及び事務局員で実施しました、現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件2件につきまして、隣接地との境界が確定していること、転用後における用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

隣接農地のある2番につきましては隣接農地耕作者からの承諾書が添付されております。

2件ともに氷見市土地改良区からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件2件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び5条の規定による許可申請に対し意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題 事業計画の変更申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第4号議題、事業計画の変更申請について意見を付する件につきまして、説明申し上げます。

当初計画者は、氷見市**——番地（氏名**）、承継者が氷見市**——番地（**株式会社）、申請地は氷見市**——番、外一筆、面積は合計で——m²です。地目は、登記が田、現況は雑種地です。

当初計画者の転用目的は住宅、権利は——で、昭和**年*月**日付けで農地法第5条の許可（富山県指令農政第***号 許可番号**号）を得ました。

当初計画者は、申請地で自己用と二男の分家用の住宅を建築する予定でしたが、父の死亡により、相続した土地に自己用住宅を、二男は県外で住宅を新築し、今後、住宅敷地としての転用目的の達成は困難との判断から申請地を売却することとなりました。

承継者の**株式会社は——を営んでおり、申請地を資材置場敷地とするものです。

事業計画の変更申請が必要な場合は、転用目的の変更、転用目的が達成困難、転用目的事業計画の拡大、転用目的事業者の変更等がありますが、今回は転用目的と転用事業者に変更が生じたため申請されたものです。

この案件は、第3号議題の2番の許可申請と同時申請となります。

原案のとおり意見を付して進達してよろしいか、ご審議をお願いします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手

をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第4号議題 事業計画の変更申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第5号議題 氷見市農業委員会の委員等の定数に関する条例（案）について事務局の説明を求めます。

（事務局） 第5号議題 氷見市農業委員会の委員等の定数に関する条例（案）について説明いたします。

この条例については、農業委員の定数を15人に、農地利用最適化推進委員の定数を19人とするものです。

附則で、施行期日を平成29年7月20日とすること、農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例を廃止すること、氷見市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正し、農業委員会の会長の報酬を年額から月額に、会長以外の委員についても年額から月額に変更し、それぞれ能率給を支給することができるようにするものです。農地利用最適化推進委員の報酬については、会長以外の委員と同額としています。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（**委員） 能率給は、月額と別に支給されるのか。

（事務局） 基本給とは別に、成果実績により支給されるもので、想定される上限額を設定した。年度末に支給されることとなります。

□議長（会長） ほかに異議又は質問はありませんか。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第5号議題 氷見市農業委員会の委員等の定数に関する条例（案）について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、追加議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について事務局の説明を求めます。

（事務局） 追加議題、農地法第2条の規定による農地、非農地の判断について（非農地認定）説明いたします。

地区は——です。

申請人が、氷見市**——番地（氏名**）、申請地は、氷見市**番、外——筆、地目は、登記が畑及び田、現況は山林で、面積は合計で㎡、目的は森林整備事業です。

戦後、植林された人工林資源が利用可能な段階となり、森林の公益的機能への関心の高まりから、国では「森林・林業再生プラン」を立ち上げ、重点的な整備をしています。

調査したところ、現地にはスギが植林されており、樹齢は9齢級以上とみられ、農地としての原状回復は困難と思われ、非農地と認定できるものです。

今回、付された案件につきまして、非農地認定をして非農地通知書を交付してよろしいか、ご審議をお願いします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般*月*日に私と**委員、**委員、**委員及び事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けたいと思います。

（**委員） 先般*月*日、わたしと会長、**委員、**委員及び事務局員、富山県西部森林組合担当者として現地調査を実施した結果について報告いたします。

現地については追加資料の現況写真のとおりです。

現地の状況について、樹木の植栽及び樹木伐採後ですが、樹木の太さが50cm前後あり、西部森林組合担当者を確認したところ、9齢級から10齢級、45年から50年経過とのことでした。

今後、農地としての原状回復は困難と判断し、今回の件について、非農地として認定することをご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（**委員） 非農地として認定されたらどうするのか。

（事務局） 申請者が、山林に地目変更し、利用することになります。

□議長（会長） ほかに異議又は質問はありませんか。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、追加議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について、原案のとおり非農地と認定することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。
これで、氷見市農業委員会3月度定例総会を終了します。

次回、4月度定例総会は、4月6日（木）の午後2時から、市役所C棟3階の301会議室で開催を予定しています。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年3月3日

議 長

署名委員

署名委員